

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、三宅町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

平成二十九年一月二十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（デジタル数値写真撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 磯城郡三宅町
- 三 測量の期間 平成二十八年十二月十六日から平成二十九年三月三十一日まで